

草津市立(仮称)矢倉こども園の園章の図案を募集します！

■応募資格

どなたでも応募できます。(グループ、団体での応募も可能です。)

■募集内容

草津市立(仮称)矢倉こども園(現 矢倉幼稚園)の園章の一部の図案



草津市公認マスコット
キャラクターたび丸

【園章の一部の図案について】

現在の幼稚園の園章中央の文字に代わる、こども園にふさわしい図案

現 矢倉幼稚園の園章



【基本図形】



基本図形をもとに図案をデザイン

参考：矢倉小学校
(校章)



【校章の制定について】

昭和52年10月13日、矢倉小学校校章選考委員会を開催、厳正に審査された結果上の校章の通り決定された。(応募作品62点)

制作意図は、『や』の字を図案化して「矢倉」の『矢』を表し、両翼は雄飛を、「円」は『友愛』を表したものである。

◇内側部分だけでなく、基本図形をもとにした外側部分のデザインも可とします。

(参考：裏面の園章選定の実績をご覧ください。)ただし、キャラクターなどのロゴマークは使用不可。

◇図案に込めた思いや趣旨を応募用紙に必ず書いてください。

◇画材は自由です。A4白色用紙に適度な余白を残してデザインしてください。

◇色彩は白、黒の2色とし、にじみ、ぼかし、グラデーションなどの中間色は使用しないでください。

◇パソコン等で作成したもの(JPEG、PNG形式のいずれかに限る)も可とします。

■募集期間【必着】

令和3年9月1日(水)～10月15日(金)

■応募方法

- ・専用の応募用紙に作品を添えて、直接持参、FAX、郵送、Eメールのいずれかの方法で応募してください。
- ・ひとり何点でも応募可能ですが、応募用紙1枚につき、1作品としてください。
- ・応募に関する費用は、応募者の負担となります。
- ・応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/hoikukyoiku/ninteikodomoen/ennsyoubosyuu.html>

- ・応募にあたっては、裏面の注意事項を御確認ください。

■選考について

- ・草津市立認定こども園園名等選定委員会で選定し、12月頃に入選者へ直接通知します。

また、作品および氏名を広報くさつ、ホームページ等に掲載します。

- 最優秀賞 1点 最優秀賞には賞金20,000円(応募者が高校生以下の場合は、相当額の図書カード)
- 優秀賞 2点

【応募先・問い合わせ先】 草津市役所 子ども・若者政策課 子ども・若者政策係

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 TEL:077-562-7882 FAX:077-561-6780

窓口受付時間:月～金 8時30分～17時15分

Eメール:kowaka@city.kusatsu.lg.jp

●園名の選定理由(草津市立認定こども園の園名案答申書より)



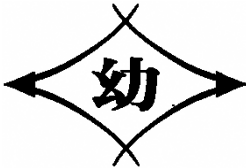





(仮称)矢倉こども園

矢倉という地域の名称を冠した園名は、これまで地域において長く親しまれてきたものであり、「幼稚園」を「こども園」に変更することで、引き続き人々に愛され、親しまれる教育・保育施設として発展していくことを期待する。

また、幼稚園型認定こども園として先に開園した「草津市立笠縫東こども園」、「草津市立志津こども園」、「草津市立山田こども園」、「草津市立玉川こども園」、「草津市立常盤こども園」、「草津市立老上こども園」、および「草津市立笠縫こども園」の園名選定においても同様の変更を行っており、この点について、平成30年8月2日付け認選委発第3号の答申の附帯意見を踏まえ、委員会において厳正なる審議を行った結果、幼稚園型こども園への移行においては、「幼稚園」を「こども園」へと変更することが適切であると判断した。

以上を総合的に勘案し、現在の園名の「幼稚園」を「こども園」に変更する園名を園名案として選定した。

●園章選定の実績（令和元年度以降～）

旧 玉川幼稚園	現 玉川こども園	旧 常盤幼稚園	現 常盤こども園
			
旧 老上幼稚園	現 老上こども園	旧 笠縫幼稚園	現 笠縫こども園
			

【応募にあたっての注意事項】

- ◇自作、未発表の作品に限ります。なお、応募作品は返却しません。
- ◇受賞作品についての著作権、修正権等、一切の権利は「草津市」に帰属し、使用に係る対価は無償とします。また、園章として活用が可能なものとするため、修正や加工を行う場合があります。
- ◇公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象外となります。
- ◇受賞作品発表後、既に発表している作品と同一、もしくは類似の作品であること、他の著作権等を侵害していることが明確となった場合は、受賞決定後であっても取消すことがあります。なお、作品の著作権等について、第三者から異議申立、苦情などがあった場合には、費用負担も含め、応募者が対応するものとします。
- ◇当募集要項に定めのないものについては、その都度草津市で決定します。

